

日臨技在籍中の業務に起因する賠償責任を、 日臨技退会後 5 年間継続補償します！

日臨技に5年以上在籍した方が、在籍中の検査業務による医療過誤について退会後に訴えられた場合でも、退会後5年間は補償対象となります。

Q 臨床検査業務をしなくなっても保険が必要なのですか？

A はい。「臨床検査技師賠償責任保険」で補償するためには、事故発見時に（発生時ではなく）保険に加入している必要があります。この新しい制度により、退会後に在籍中の検査業務について訴訟になっても、保険の適用ができるようになります。

Q 退会後に行った業務についても、5年間補償が続くのですか？

A いいえ、あくまでも、日臨技在籍中に行った業務に起因する事故に限ります。

会員の皆様に付保されている「臨床検査技師賠償責任保険」は、事故発見日ベースの保険です。保険加入前に行った行為（臨床検査業務）による事故であっても、事故が発見された時点（多くの場合被害者からの訴えによる）でこの保険に加入していれば保険が働きますが、保険加入期間に行った行為でも、時を経て発見された場合、発見日時点で保険に加入していなければ保険は働きません。そこで、定年等で日臨技を退会された方にもご安心いただけるよう、日臨技の在籍期間中に行った臨床検査業務に起因して退会後に事故が発見された場合でも賠償責任を補償できるようになりました。

<事故発見日別の補償対象（○）補償対象外（×）>

事故発見日	入会前	日臨技 在籍期間	退会後 5年以内	退会後 5年経過後
補償の可否	×	○ (事故の原因となる 行為が入会前でも可)	○ (事故の原因となる行 為が在籍期間中に行わ れた場合に限る)	×

例えば

日臨技在籍中に行った病理検査により、退会・退職3年後に訴えられた場合でも補償できます。



日臨技在籍中

日臨技退会3年後に
訴えられた！！



日臨技退会後